彦根市景観計画
（概要版）

四季のいろどり 彦根城

武士の夢 佐和山

さざ波立つ 千々の松原

小江戸家なみ 夢京橋

旅しぐれ 中山道松並木

緑かおる 芹川けやき道

多景島遥か 石寺浜並木

うみ風渡る 荒神山

【写真：彦根八景】

彦根市

令和７年９月

◎ 景観とは

景観とは、景色、眺め、風景のことであり、自然、歴史、文化など様々なもので構成されています。ふるさとを思うときに、最初に思い浮かべるのは、まちの景観であり、住みたいまち、行ってみたいまちを考えるとき、景観はまちの魅力を高める大きな要因となっています。

◎ 景観計画とは

景観計画は、景観法第8条に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成に関して策定する計画で、景観計画区域、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針等を定めることとされています。

なお、彦根市は、平成 18 年(2006 年)3 月に景観行政団体となり、平成 19 年(2007 年)6月に当初の「彦根市景観計画」を告示し、令和 7 年(2025 年)4 月に第 1 回目の改定をしています。

◎ 景観計画の位置づけ

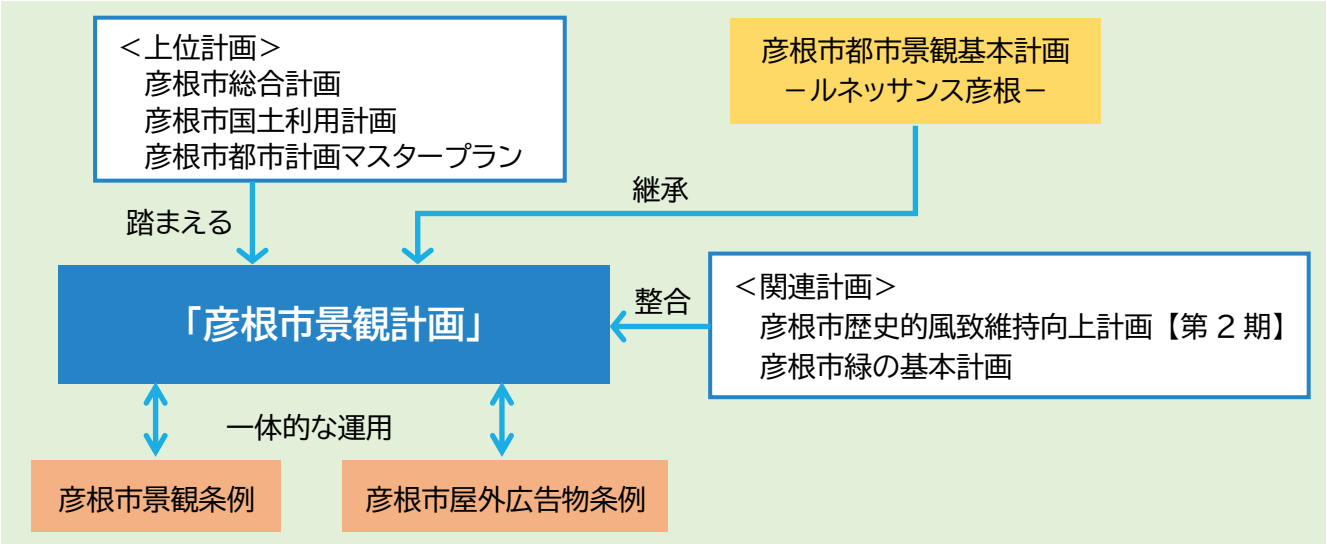

◎ 計画の構成 ～本編～

第1章　計画の基本的事項
景観計画の目的、位置づけ／計画の構成

第2章　景観形成の目標と基本方針
彦根市の景観特性／良好な景観の形成に関する方針

第3章　景観計画区域の設定
景観計画区域の設定／地域別の景観形成基本方針

第4章　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
届出の必要な行為／事前協議と届出の流れ／景観形成基準

第5章　景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針
景観重要建造物の指定の方針／景観重要樹木の指定の方針

第6章　景観重要公共施設の整備に関する事項
景観重要公共施設の指定／景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方／景観重要公共施設の占用許可等に関する基本的な考え方

第7章　屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項
基本的な考え方／行為の制限／屋外広告物条例の方向性

第8章　景観まちづくりの推進に向けて
協働による景観まちづくりの考え方／景観まちづくりの活性化に向けた取組方針／景観計画の進行管理

1. 良好な景観の形成に関する方針　～将来のまちの景観像について～

景観形成のテーマ

～城と湖と緑のまち・美しい彦根の創造～

政治、経済、文化の中心として育まれてきた彦根城を中心とした**歴史・文化**。

琵琶湖、河川、田園、山なみなどの土地固有の自然風土を基盤としながら、人々の変わることのないふるさと意識に支えられて、長い歴史の歩みの中で培われてきた美しい**自然**。

彦根市の**景観の特徴**は、このような歴史的な面影を残すまちなみと広やかで豊かな自然風土が一体となって調和した美しさを形成していることにあります。

本市の歴史文化遺産の象徴である彦根城や、琵琶湖とともに育まれてきた美しい水と緑の風景を後世に引継ぐとともに、より一層美しい彦根の創造に生かしていきます。

景観形成の方針

景観形成のテーマ	めざすべき景観像	景観形成の方針
城と湖と緑のまち・美しい彦根の創造	Ⅰ　歴史と伝統を語りかけ深みのある風格が漂うまち	（1）**歴史**を受け継ぎ、現代に生かした景観を育てます
		（2）地形を生かした**眺望**を守り育てます
	Ⅱ　湖国のふるさとの風景をつくる個性ひかるまち	（3）**湖国**の景観を育てます
	Ⅲ　うるおいのある豊かな自然とともにくらすまち	（4）親しみやすい美しい**水辺**景観を育てます
		（5）豊かな**緑**を守り、緑あふれる景観を育てます
	Ⅳ　新しい時代の活気あふれる魅力が感じられるまち	（6）魅力ある**市街地**景観を育てます
	Ⅴ　くらしの心づかいがはぐくむゆとりとふれあいのあるまち	（7）**景観まちづくり活動**をとおして生き生きとした景観を育てます

Ⅰ　歴史的な景観

Ⅱ　湖国の景観

Ⅲ　自然の景観

Ⅳ　市街地景観

Ⅴ　くらしの景観

2. 地域別の景観形成基本方針

本市には、自然と人々の営み、まちの歴史・文化などにより様々な景観が存続しているため、各地域の景観特性を踏まえ景観づくりを推進する必要があることから、景観計画区域内においてさらに詳細な地域区分を設定し、良好な景観形成を進めます。

■重点地区（よりきめ細やかな景観形成を図るため、特に必要があると認める7つの景観形成地域）

① 城下町景観形成地域

（内町地区／外町地区／駅前お城通り地区
駅西周辺地区／旧城下町周辺地区／芹川周辺地区）

概要　彦根のシンボルである彦根城を中心に、彦根山を覆う樹木の緑や内堀・中堀などとあいまって、風格のある歴史的景観を良く保ち、市民に親しまれています。

方針　彦根のシンボルである彦根城を中心とした歴史文化環境を保全・育成するとともに、城下町にふさわしいまちなみの継承と一体感のある景観形成を進めます。また、彦根を望む眺望景観を保全・育成します。

② 旧松原内湖景観形成地域

（城北田園地区／城北まちなか地区）

概要　かつては内湖が広がり、佐和山のふもとの社寺などとともに、彦根城と密接な関係を有していた地域でありましたが、新しい住宅地が形成されるなど落ち着いた景観が形成されています。

方針　彦根城との景観調和とともに、彦根城からの俯瞰景観や彦根城を望む眺望景観の保全・育成を図ります。また、田園地域と調和し、一体となった景観形成を図ります。

③ 佐和山風致景観形成地域

概要　佐和山には、石田三成の居城であった佐和山城跡があるなど、本市を代表する遺構が残っています。佐和山の山なみは、風致地区や琵琶湖国定公園の第２種特別地域に指定されており、市街地近郊の貴重な自然景観を形成しています。

方針　山なみ景観を保全・育成するとともに、彦根城からの良好な眺望景観の保全や、自然緑地と調和した景観形成を図ります。

④ 琵琶湖・内湖景観形成地域

（愛知川～犬上川地区／犬上川～松原地区）

概要　琵琶湖の湖岸沿いは、湖面越しに多景島や対岸遠くの比良山地の山なみを望むことができる、うるおいとやすらぎを与える景観を形成しています。曽根沼などの内湖は、周囲の田園地帯とともに、貴重な自然景観を形成しています。

方針　水辺固有の自然景観の保全とともに、湖に親しむ水辺環境の創出など、琵琶湖を取り巻く一体的な景観形成を図ります。

⑤ 芹川河川景観形成地域

概要　芹川は、市の東部では堤防林が広がり、水辺とともに緑の景観軸を形成しています。周辺には、住宅地のほか学校や工場など比較的大きな建築物も見られます。

方針　自然豊かな河川環境の保全・育成するとともに、親しみやすい水辺空間を創出し、都市空間の骨格となる水と緑の軸線となる景観を形成します。

⑥ 朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域

（愛知川～犬上川地区
犬上川～芹川地区）

概要　古くからの街道筋を中心に瓦屋根のある集落や落ち着きのある良好な景観を形成しているとともに、商業施設が集積しているベルロードでは通りににぎわいが見られます。

方針　調和と統一感のあるまちなみを形成するとともに、緑豊かな、親しみのもてる快適な沿道景観を形成します。建築物や工作物は、道路からできる限り後退を図り、道路景観にゆとりを持たせるとともに、個性的な道路空間を創出します。

⑦ 国道３０６号沿道景観形成地域

概要　鈴鹿山脈の山なみを背景に、歴史的な社寺等が残る湖東地域を結ぶ広域的な幹線道路の沿道では、沿道サービス施設等が建ち並ぶ市街地景観を形成しています。

方針　調和と統一感のあるまちなみを形成するとともに、緑豊かな、親しみのもてる快適な沿道景観を形成します。建築物や工作物は、道路からできる限り後退を図り、道路景観にゆとりを持たせるとともに、個性的な道路空間を創出します。

■**一般地区**（その他の地区において、大規模な建築物などを対象に景観形成を図る3つの景観ゾーン）

⑧ 田園集落景観ゾーン

概要　犬上川以南の平坦な地域一帯では、近江の穀倉地帯として広大な農地が広がり、伝統的集落や周辺の山々と調和して、落ち着いたのどかな田園景観を形成しています。

方針　地域の歴史的な景観核として保全・育成します。また、田園や自然緑地と調和し、一体となった景観形成を図るとともに、やすらぎとうるおいに満ち、親密感のあるまちなみを形成します。

⑨ 山なみ景観ゾーン

概要　市北東部を占める鈴鹿山脈や佐和山の山なみは、市街地近郊の貴重な自然景観を形成しているとともに、斜面の緑地は、人々にうるおいとやすらぎを与えています。

方針　自然豊かなうるおいのある緑地環境を保全・育成するとともに、自然とふれあう親しみのもてる環境を形成します。また、地域の歴史的な景観核として保全・育成するとともに、田園や自然緑地と調和し、一体となった景観形成を図ります。

⑩ 市街地景観ゾーン

概要　閑静な住宅地のほか、商業地や大型工場が立地するゾーンであり、都市の暮らしと活力がある景観を形成しています。

方針　緑豊かなうるおいとゆとりのある環境形成の図るほか、地域特性に配慮し、個性的なまちなみを形成します。また、住宅地としての親しみやすい文化的環境を形成します。

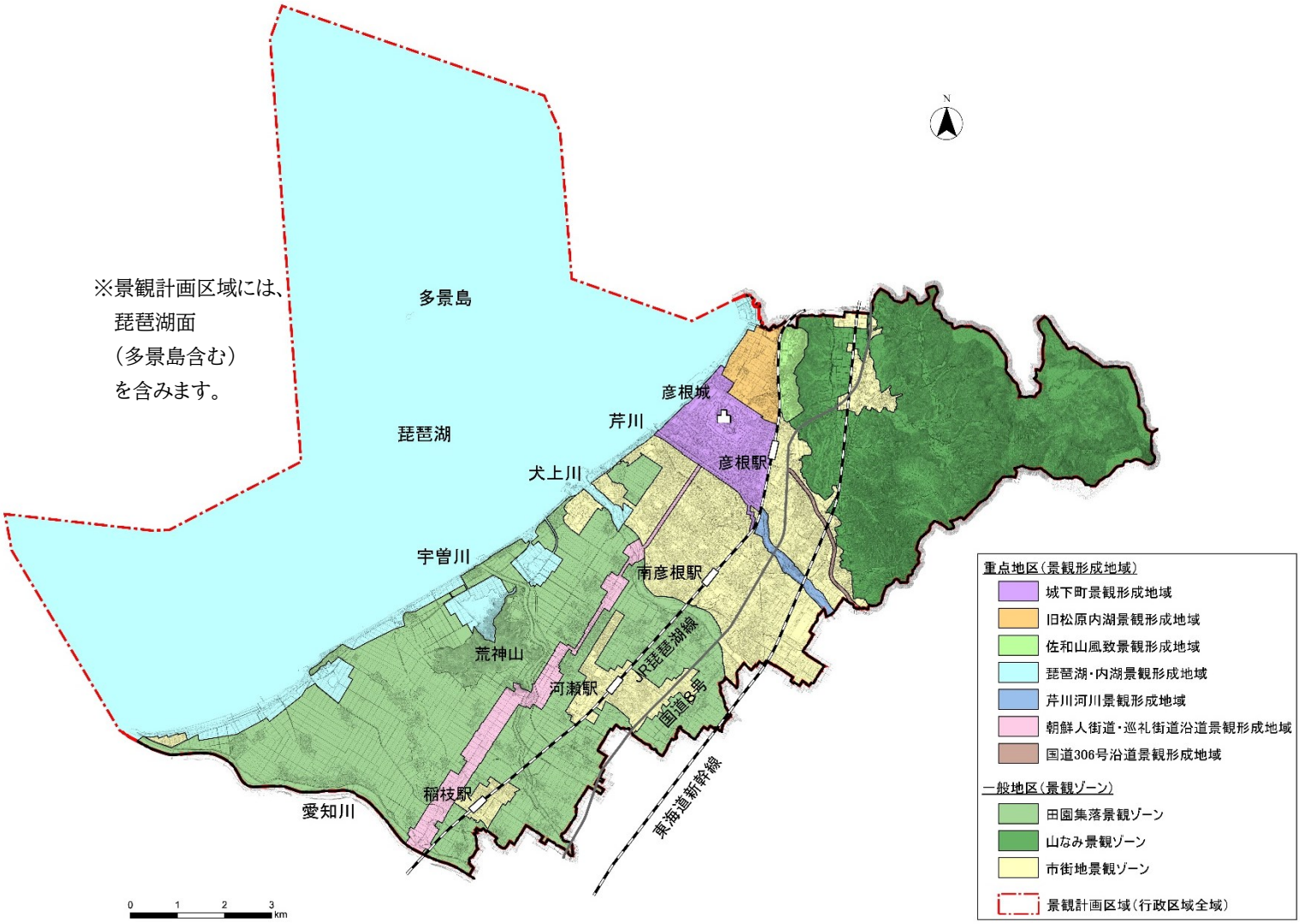

3. 届出の必要な行為

景観計画区域内における重点地区および一般地区ごとの届出対象行為は、次のとおりです。

<table>
<tr><th colspan="2">行為の区分</th><th>重点地区</th><th colspan="3">一般地区</th></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>✓住居系地域
✓用途指定なしの地域</td><td>✓商業系地域</td><td>✓工業系地域
（ただし、工業専用地域は、道路境界線から50m以内の区域に限る）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">建築物の新築、増築、改築または移転</td><td>・行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの、または高さが5mを超えるもの</td><td>・行為に係る部分の建築面積の合計が500㎡を超えるもの、または高さが10mを超えるもの</td><td>・行為に係る部分の建築面積の合計が1,000㎡を超えるもの、または高さが13mを超えるもの</td><td>・行為に係る部分の建築面積の合計が1,000㎡を超えるもの、または高さが15mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>・建築物と一体または付帯して設置する太陽光発電設備のモジュール面積の合計が10㎡を超えるもの</td><td colspan="3">・上記の建築物に一体または付帯して設置する太陽光発電設備のモジュール面積が屋根の面積または各壁面の面積の過半を超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替えまたは色彩の変更</td><td>・行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの</td><td>・建築面積が500㎡を超えるもの、または高さが10mを超えるもので、行為に係る部分の面積が、屋根の面積または各壁面の面積の過半を超えるもの</td><td>・建築面積が1,000㎡を超えるもの、または高さが13mを超えるもので、行為に係る部分の面積が、屋根の面積または各壁面の面積の過半を超えるもの</td><td>・建築面積が1,000㎡を超えるもの、または高さが15mを超えるもので、行為に係る部分の面積が、屋根の面積または各壁面の面積の過半を超えるもの</td></tr>
<tr><td>・建築物と一体または付帯して設置する太陽光発電設備のモジュール面積の合計が10㎡を超えるもの</td><td colspan="3">・上記の建築物に一体または付帯して設置する太陽光発電設備のモジュール面積が、屋根の面積または各壁面の面積の過半を超えるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="5">工作物の新設、増築、改築または移転、外観を変更することとなる修繕、模様替えまたは色彩の変更</td><td>垣（生垣を除く）、柵、塀、擁壁の類</td><td>・高さが1.5mを超えるもの、または長さが10mを超えるもの</td><td>・高さが10mを超えるもの</td><td>・高さが13mを超えるもの</td><td>・高さが13mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>汚水または廃水を処理する施設</td><td>・行為に係る部分の築造面積が100㎡を超えるもの、または高さが1.5mを超えるもの</td><td>・高さが10mを超えるもの</td><td>・高さが13mを超えるもの</td><td>・高さが13mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路（その他の支持物を含む）</td><td>・高さが13mを超えるもの（琵琶湖・内湖景観形成地域は、高さが5mを超えるもの）</td><td colspan="3">・高さが13mを超えるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">土地に自立して設置する太陽光発電設備その他これらに類するもの</td><td rowspan="2">【平面型】
・太陽光発電設備のモジュール面積の合計が100㎡を超えるもの、または高さが1.5mを超えるもの
【支柱型】
・太陽光発電設備のモジュール面積の合計が100㎡を超えるもの、または地上からパネル上端までの高さが5mを超えるもの</td><td>【平面型】
・太陽光発電設備のモジュール面積の合計が500㎡を超えるもの、または高さが13mを超えるもの</td><td>【平面型】
・太陽光発電設備のモジュール面積の合計が1,000㎡を超えるもの、または高さが13mを超えるもの</td><td>【平面型】
・太陽光発電設備のモジュール面積の合計が1,000㎡を超えるもの、または高さが13mを超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">【支柱型】
・地上からパネル上端までの高さが13mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>その他の工作物（上記以外）</td><td>・高さが5mを超えるもの</td><td>・高さが10mを超えるもの</td><td>・高さが13mを超えるもの</td><td>・高さが13mを超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">開発行為</td><td>・行為に係る部分の面積が1,000㎡を超えるもの</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更、水面の埋立てまたは干拓</td><td>次のいずれかに該当するもの
・のり面の高さが1.5mを超えるもの、または長さが10mを超えるもの
・行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">木竹の伐採</td><td>・高さが5mを超えるもの</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</td><td>・行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの、または高さが1.5mを超えるもの（外部から見通すことができない場所での行為または期間が30日以内の行為を除く）</td><td colspan="3">－</td></tr>
</table>

※太陽光発電設備の「モジュール面積」とは、太陽電池モジュール（パネル）および集熱板の面積とする。
※太陽光発電設備の「高さ」とは、最下部から最上部までの高低差とする。
※開発行為とは、建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。
※建築物の新築行為などが景観形成地域内にかかる場合は、届出の対象となります。
※連続する敷地における複数棟からなる建築物（集合住宅、ショッピングモールなど）または工作物（太陽光発電設備など）にあっては、同一の時期に行う行為の合計面積が届出対象規模を超える場合も対象とする。
※琵琶湖周辺の広域的景観保全に留意した景観影響調査の対象となるものについては、景観影響調査に係る届出が別途必要になる。

4. 事前協議と届出の流れ

景観法第 16 条に基づく届出制度のほか、特に景観上影響の大きな建築物等の計画について、早い段階でより良い景観の形成を図るための措置を可能とするため、事前協議制度を整備しています。

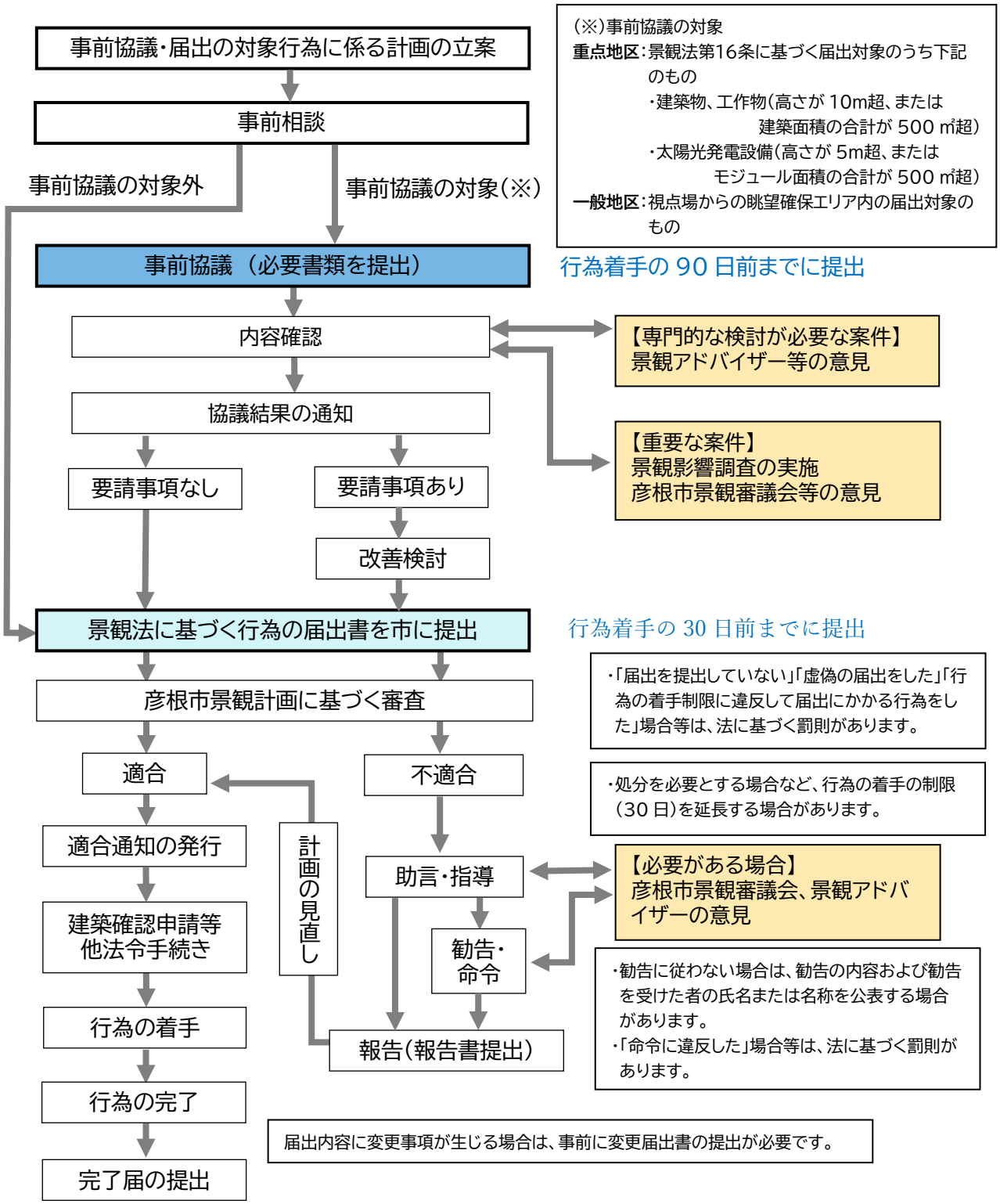

5. 景観形成基準

景観形成基準の一覧（早見表）

景観計画区域内の地域ごとに景観形成基準を定めており、その基準の早見表を以下に示しています。

なお、個別基準の詳細につきましては、彦根市景観計画書（本編）をご覧ください。

【凡例 ：「◎」 基準あり（数値基準あり） 「○」 基準あり 「－」 基準なし】

		重点地区															一般地区		
地域名称		城下町景観形成地域						旧松原内湖景観形成地域		佐和山風致景観形成地域	琵琶湖・内湖景観形成地域		芹川河川景観形成地域	朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域		国道306号沿道景観形成地域	田園集落景観ゾーン	山なみ景観ゾーン	市街地景観ゾーン
地区区分		内町地区	外町地区	駅前お城通り地区	駅西周辺地区	旧城下町周辺地区	芹川周辺地区	城北田園地区	城北まちなか地区		愛知川～犬上川地区	犬上川～松原地区		愛知川～犬上川地区	犬上川～芹川地区				
建築物の新築・増改築・外観を変更する修繕等	眺望	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	位置	○	○	○	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○
	高さ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	－	－	－
	形態・意匠	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	色彩	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	素材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
敷地の緑化措置		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
工作物（門、柵、塀）の新設等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他工作物の新設等		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
土地の区画形質の変更		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－
鉱物の採取、または土石類の採取		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－
木竹の伐採		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
屋外における土石、廃棄物等の堆積		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－
水面の埋立て、または干拓		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－
太陽光発電設備		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

景観形成基準等の解説

① 眺望

視点場から眺望対象（彦根城等）を見た時に、その眺望を阻害しないよう建築物の配置、規模、高さについて、配慮しましょう。

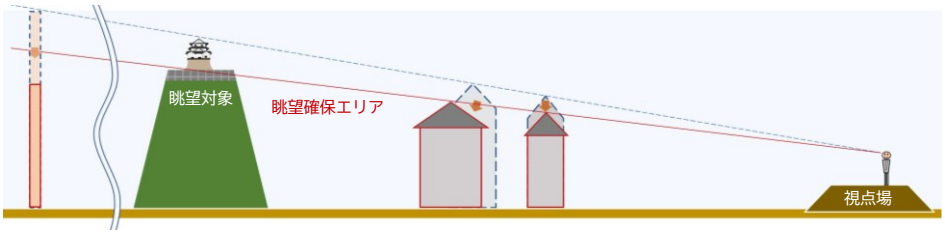

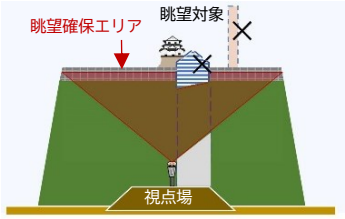

② 位置／高さ

地域によっては、道路から外壁面の後退距離を規定している場合があります。

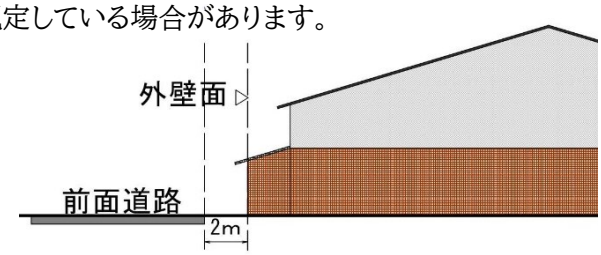

城下町景観形成地域の地区区分図に示す道路（ア～テ）沿線の道路界から 10mの区域内における建築物の高さは、10m以下としてください。

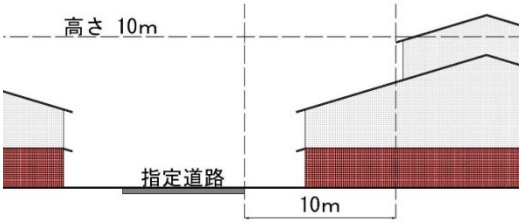

③ 形態・意匠（屋根）

建築物における勾配屋根の形態は、切妻、入母屋を基本とし、寄棟、方形、招きまたはこれらをイメージする形態としています。形態のほか、屋根の勾配基準ならびに軒の出の確保などにより周辺景観との調和を図りましょう。

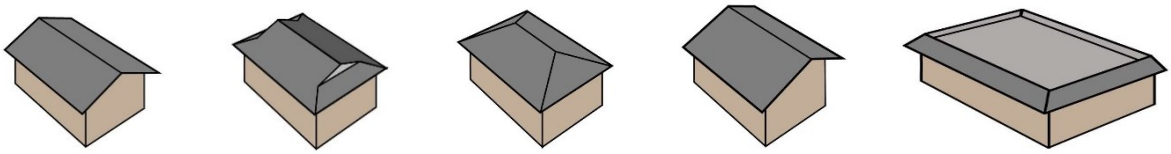

切妻　入母屋　寄棟　招き　勾配屋根調

④ 色彩

建築物の外壁や屋根の基調となる色は、地域ごとの色彩基準（マンセル値）を遵守のうえ、周辺の色彩と調和するようにしましょう。

調和（○）

不調和（×）

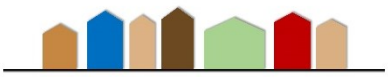

⑤ 緑化

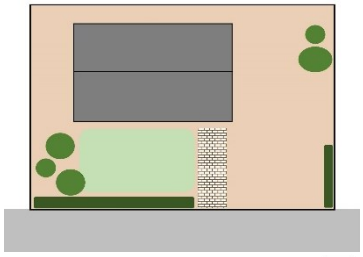

敷地内の前庭には、適度な緑を確保しましょう。
地域ごとの緑化率の基準（敷地面積の 10%または 15%以上）を満たし、緑あふれる環境の形成を図りましょう。
（敷地面積 150 ㎡未満は除く）

⑥ 太陽光発電設備

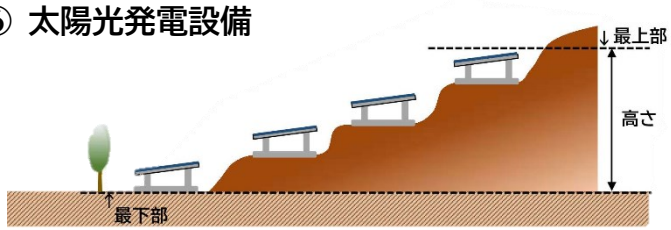

景観の届出対象規模となる太陽光発電設備の「高さ」は、最下部から最上部までの高低差となります。他にモジュール面積の合計面積の規定もあります。

敷地境界線からできるだけ後退してください。
（原則、道路から 2m後退）
植栽等の目隠し措置を図りましょう。

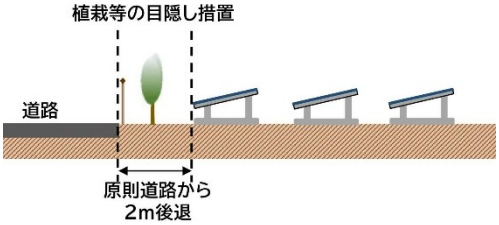

色彩基準の見方

色彩に関する景観形成基準に使用している色見本は、マンセル表色系を用いています。マンセル表色系では、色相、明度、彩度の3つの属性で色を示します。

色相	R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)の5つに、中間色相の YR、GY、BG、PB、RP を加えた 10 色相に分かれ、各色相について度合いを示す1から 10 の数字を組み合わせて表記します。
明度	色の明るさの度合いを表し、最も明るくなる場合は白(10)、最も暗くなる場合は黒(0)となります。
彩度	彩度は、色の鮮やかさの度合いを表し、鮮やかな原色に近い色ほど彩度が高く、くすんだ色ほど彩度が低くなります。 色相によって彩度の最大値が異なり、最も鮮やかな赤は彩度 14 程度になります。

【マンセル値の読み方】

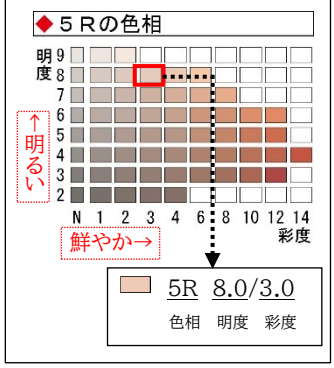

マンセル値は、「色相 明度／彩度」の順に数値を示して、色を表記します。
なお、無彩色(白～灰色～黒)は、明度のみで表し、「N9」のように、頭にNをつけて表記します。

【色相(5R～10R、YR～5Y)】

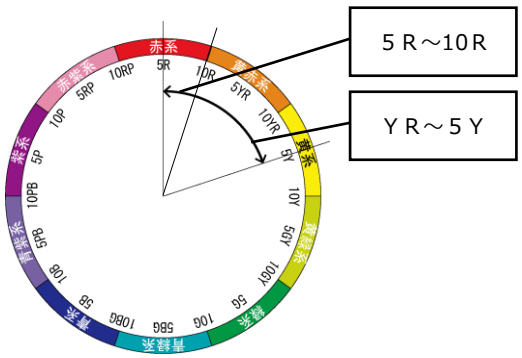

【その他の色相】

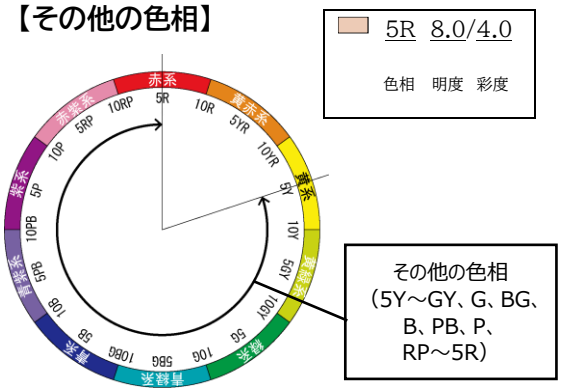

地域区分における色彩基準の考え方

地域・ゾーン毎の色彩グループ			グループ 1	2	3	4	5
			落ち着いた城下町の景観と調和する色彩	緑豊かな山なみの景観と調和する色彩	水辺や田園地帯の景観と調和する色彩	にぎわいのある城下町周辺や沿道の市街地景観と調和する色彩	活気あるまちなかの中心となる景観を形成する色彩
重点地区	城下町景観形成地域	内町地区	■				
		外町地区	■				
		駅前お城通り地区				■	
		駅西周辺地区				■	
		旧城下町周辺地区				■	
		芹川周辺地区			■		
	旧松原内湖景観形成地域	城北田園地区				■	
		城北まちなか地区				■	
	佐和山風致景観形成地域			■			
	琵琶湖・内湖景観形成地域	愛知川～犬上川地区			■		
		犬上川～松原地区			■		
	芹川河川景観形成地域				■		
	朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域	愛知川～犬上川地区			■		
		犬上川～芹川地区				■	
	国道 306 号沿道景観形成地域					■	
一般地区	田園集落景観ゾーン				■		
	山なみ景観ゾーン			■			
	市街地景観ゾーン						■

地域区分別の色彩基準

	地域区分	色彩基準
グループ1	[重点地区] • ①城下町景観形成地域（1.内町、2.外町地区）	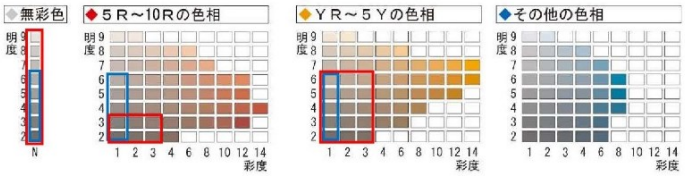 屋根　色相 5R～10R：明度 2～6/彩度 1 以下 YR～5Y：明度 2～6/彩度 1 以下 無採色 N2～N6 ※彩度 1 未満の場合は、N の明度基準に準ずる 外壁　色相 5R～10R：明度 2～3/彩度 3 以下 YR～5Y：明度 2～6/彩度 3 以下 無採色 N2～N9 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合はこの限りでない ※彩度 1 未満の場合は、N の明度基準に準ずる
グループ2	[重点地区] • ③佐和山風致景観形成地域 [一般地区] • ⑨山なみ景観ゾーン	 屋根　色相 5R～10R：明度 2～6/彩度 1 以下 YR～5Y：明度 2～6/彩度 1 以下 無採色 N2～N6 ※彩度 1 未満の場合は、N の明度基準に準ずる 外壁　色相 5R～10R：明度 2～3/彩度 4 以下 YR～5Y：明度 2～8/彩度 4 以下 無採色 N2～N8 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合はこの限りでない ※彩度 1 未満の場合は、N の明度基準に準ずる
グループ3	[重点地区] • ①城下町景観形成地域（6.芹川周辺地区） • ④琵琶湖・内湖景観形成地域（1.愛知川～犬上川地区、2.犬上川～松原地区） • ⑤芹川河川景観形成地域 • ⑥朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域（1.愛知川～犬上川地区） [一般地区] • ⑧田園集落景観ゾーン	 屋根　色相 5R～10R：明度 2～6/彩度 1 以下 YR～5Y：明度 2～6/彩度 1 以下 無採色 N2～N6 ※彩度 1 未満の場合は、N の明度基準に準ずる 外壁　色相 5R～10R：明度 2～3/彩度 4 以下 YR～5Y：明度 2～8/彩度 4 以下 無採色 N2～N9 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合はこの限りでない ※彩度 1 未満の場合は、N の明度基準に準ずる
グループ4	[重点地区] • ①城下町景観形成地域（3.駅前お城通り地区、4.駅前西周辺地区、5.旧城下町周辺地区） • ②旧松原内湖景観形成地域（1.城北田園地区、2.城北まちなか地区） • ⑥朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域（2.犬上川～芹川地区） • ⑦国道 306 号沿道景観形成地域	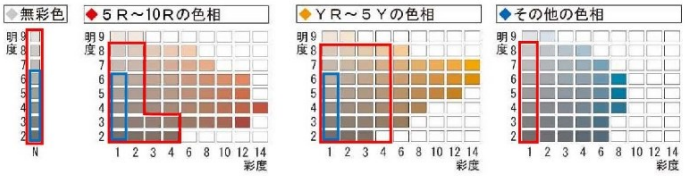 屋根　色相 5R～10R：明度 2～6/彩度 1 以下 YR～5Y：明度 2～6/彩度 1 以下 無採色 N2～N6 ※彩度 1 未満の場合は、N の明度基準に準ずる 外壁　色相 5R～10R：明度 2～3/彩度 4 以下 明度 4～8/彩度 2 以下 YR～5Y：明度 2～8/彩度 4 以下 その他：明度 2～8/彩度 1 以下 無採色 N2～N9 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合はこの限りでない ※彩度 1 未満の場合は、N の明度基準に準ずる
グループ5	[一般地区] • ⑩市街地景観ゾーン	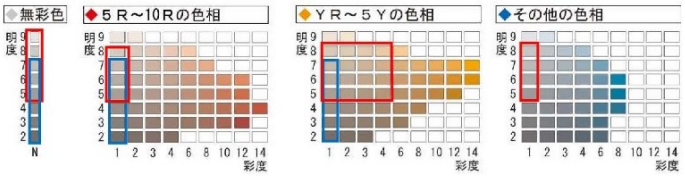 屋根　色相 5R～10R：明度 2～7/彩度 1 以下 YR～5Y：明度 2～7/彩度 1 以下 無採色 N2～N7 ※彩度 1 未満の場合は、N の明度基準に準ずる 外壁　色相 5R～10R：明度 5～8/彩度 1 以下 YR～5Y：明度 5～8/彩度 4 以下 その他：明度 5～8/彩度 1 以下 無採色 N5～N9 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合はこの限りでない ※彩度 1 未満の場合は、N の明度基準に準ずる

6. 景観重要建造物・景観重要樹木 ～指定方針について～

地域住民に広く親しまれ、景観上重要な建造物または樹木は、景観重要建造物または景観重要樹木として指定し、その保全と継承に努めます。

景観重要建造物の指定方針

①道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること
②次に示す項目のいずれかに該当する建造物であること
- 市民に親しまれ、地域のシンボル的な存在であり、周辺の景観を先導し、または継承し、特徴付けている建造物
- 地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として現れた地域固有の建造物
- 伝統的様式や技法で構成され、彦根の歴史的・文化的に価値が高いと認められる建造物

景観重要樹木の指定方針

①道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること
②次に示す項目のいずれかに該当する樹木であること
- 市民に親しまれ周辺景観を先導し、または継承し、特徴付けている樹木
- 地域の自然、歴史文化などから見て、歴史的・文化的に価値が高いと認められる樹木
- 地域景観の形成に取り組む上で重要な位置にある樹木

旧西郷屋敷長屋門

いろは松

7. 景観重要公共施設 ～指定方針について～

良好な景観形成のために重要な公共施設（道路、河川、都市公園、漁港、港湾等）は、景観重要公共施設の指定方針を踏まえ、施設管理者と協議し、同意に基づき指定を進め、周辺の建築物等と一体となった良好な景観の形成に取り組みます。

景観重要公共施設の指定方針

①景観の骨格を形成する景観拠点や景観軸等の一部を構成するなど、良好な景観形成を図る上で重要な公共施設
②本市の景観形成に先導的役割を果たすことが見込まれる公共施設

8. 屋外広告物の表示等の行為の制限

屋外広告物は、景観の重要な構成要素であることから、景観計画に則して地域の歴史、自然ならびに眺望などの景観特性との調和に影響のないよう、「彦根市屋外広告物条例」により規模、形態、色彩などの基準を定めています。

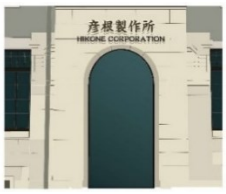

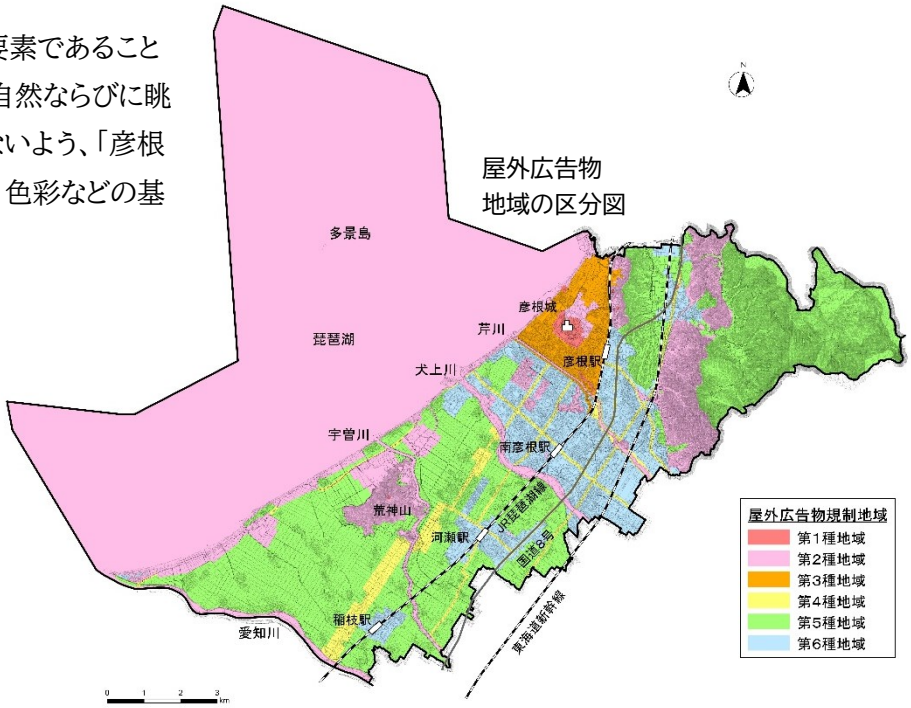

9. 景観まちづくりの推進

市民の生活の姿である景観を保全し、育成し、または創造し、より彦根市を美しく魅力あるまちとしていくため、景観形成に関わる市民、事業者、行政が、それぞれの役割を果たしつつ、協働で良好な景観づくりの取り組みを進めていきます。

【将来像の共有化】
良好な景観まちづくりの必要性と将来方向の共有化

【各主体の役割の発揮】
各主体の役割に応じた景観まちづくりへの配慮と協力

【協働による良好な景観形成】
協働による良好な景観の保全と創造に資する活動の実践

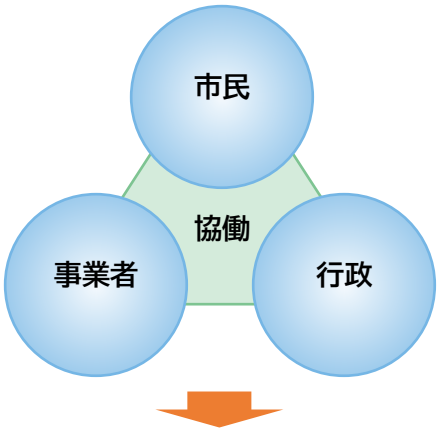

【市民】
身近な景観の保全や美化に資する活動

【事業者】
良好な景観の保全・創造に留意した事業活動

【行政】
良好な景観形成に向けた情報発信、規制誘導、公共施設整備、各種活動支援

彦根の美しい景観の保全と魅力強化を図り、まちや地域の活性化に生かしていきます

景観まちづくりの推進体制

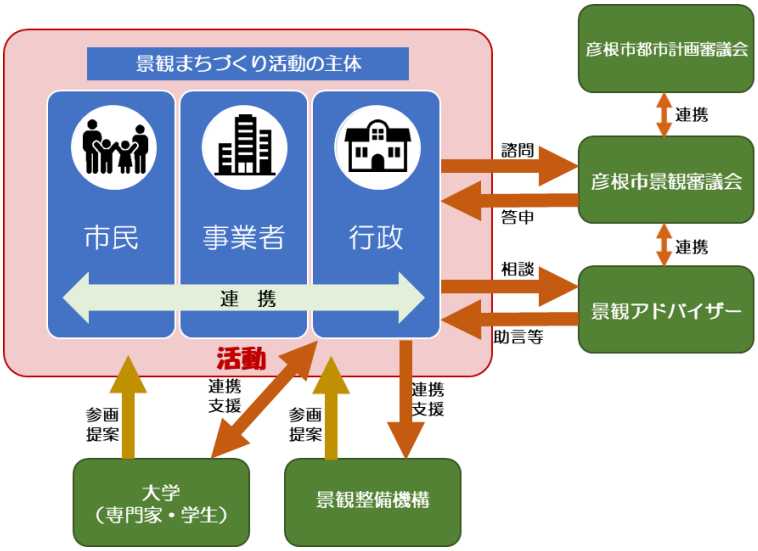

効率的・効果的な景観まちづくりの推進に向け、庁内・関係機関等との横断的な連携・推進体制の強化を図るとともに、大学等の研究機関や民間のノウハウや活力を生かした官民協働体制の強化を進めます。

市民、事業者の主体的な参加による景観まちづくり活動の活性化を図るため、景観まちづくりへの意識醸成への取り組みとともに、協働による景観まちづくり活動への支援を図ります。

進行管理と計画の見直し

“城と湖と緑のまち・美しい彦根の創造”に向け、本計画に基づき、自然・歴史・文化等と調和した良好な景観の保全を図ります。また、より一層魅力ある景観をまちなかに育み、居住人口の維持・増進や観光交流人口の増大等につなげていくため、景観施策の進捗状況や効果検証、市民意向等を踏まえつつ、効果的・効率的な景観施策の推進、改善に努めます。

市民意識の高まりや新たな取組の強化が必要となった場合など社会情勢の変化を的確に捉え、景観計画との整合性に差異が生じた場合は、必要に応じて景観計画の見直しや充実に努めます。

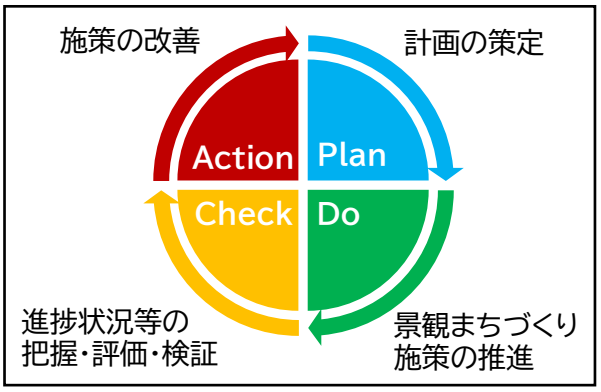

【問合せ先】

〒522-8501　滋賀県彦根市元町４番２号

彦根市 都市政策部 建築指導課 景観まちなみ室

TEL：0749-30-6148　　FAX：0749-24-8517

E-mail：keikan@ma.city.hikone.shiga.jp

発行：令和7年9月